

令和4年10月1日申請分より、羽曳野市給水条例第34条に掲げる公益上その他特別の理由については、次のいずれかに該当する工事等としますので、ご注意ください。

- (1) 漏水の原因となった箇所を修繕するために施行した工事
- (2) 給水装置の撤去工事
- (3) 既設建物の集団住宅料金等料金適用を受けるための工事であって、給水装置の変更が無いもの又は非常用水栓を1栓設置するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める工事

このことにより、2次側（内部）の申請についても、

原則手数料（設計審査手数料、竣工検査手数料）が必要となります。